

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャーの認定に関する規程

令和2年6月18日

令和2規程第3号

改正令和5年2月1日 令和5規程第5号

改正令和5年4月1日 令和5規程第15号

改正令和5年12月1日 令和5規程第38号

改正令和7年4月1日 令和7規程第7号

(目的)

第1条 本規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）における研究成果の実用化を促進するため、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャー（以下「NIBN発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 NIBN発ベンチャーとは、研究所の所有する知的財産又は研究所に関連する技術・知識等の研究成果を活用するベンチャー企業であって、本規程に基づきNIBN発ベンチャーと称号することが認められたものをいう。

2 NIBN発ベンチャーは、研究所から本規程に定められた支援を受けることができる。

(ベンチャー認定委員会)

第3条 NIBN発ベンチャーの認定、認定の取消し及びその他の検討事項を審議するため、研究所にベンチャー認定委員会を置く。

(認定の手続)

第4条 NIBN発ベンチャーの認定を希望する者（以下「希望者」という。）は、様式1の申請書に、事業内容、使用する知的財産などに関する書類を添付の上、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項で受けた申請の審査について、ベンチャー認定委員会に諮問する。

3 ベンチャー認定委員会は、審査を行うとともに、必要に応じて希望者との面接等を行い、理事長に審査結果を答申する。

4 理事長は、ベンチャー認定委員会の答申を基に認定の可否を決定し、その結果を希望者に通知する。

(認定の条件)

第5条 N I B N発ベンチャーの認定を受けようとする者が、次の各号のいずれにも該当することを要件として認定の日から有効とし、N I B N発ベンチャーが発行する有価証券が金融商品取引所に上場した場合等支援の必要がなくなった場合に失効する。

- 一 研究所の研究成果の活用が期待できること
- 二 研究所の業務に支障を与えないこと
- 三 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- 四 第一号から第三号までに掲げる事項のほか、N I B N発ベンチャーとして不適当なものでないこと

(ベンチャーに対する支援)

第6条 研究所は、N I B N発ベンチャーに対し、研究所の業務に支障のない範囲で各号に掲げる支援を行うことができる。

- 一 事務室又は研究室として研究所内に場所を確保し、貸与すること
- 二 研究設備等の利用を許可すること
- 三 研究成果の実用化に向けた、シーズ開発の支援を行うこと
- 四 研究所の知的財産権を基にした事業について、一定期間、優先的に実施許諾を行うこと
- 五 研究所が所有する商標等に関して使用を許可すること
- 六 その他、理事長が科学技術・イノベーション創出の活性化のために必要と認める支援を行うこと

2 前項第一号の規定により、事務室又は研究室を貸与するには、研究所資産貸付取扱要領（平成28年要領第6号）に基づく契約を締結するものとする。

3 第1項第四号及び第五号に規定する実施許諾等については、研究所職務発明等規程（平成17年規程第44号）に基づき実施許諾契約を締結するものとする。この際、理事長が適当と認めるときは、実施許諾料を減免することができる。

4 N I B N発ベンチャーに対して第1項又は第3項の支援を行った場合、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャーに対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に関する規程（令和5規程第6号）第3条第1項に基づき、研究所はN I B N発ベンチャーが発行する株式又は新株予約権を取得することができる。

(研究所の法的責任)

第7条 N I B N発ベンチャーの認定及び称号の付与は、研究所に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(報告の義務)

第8条 N I B N発ベンチャーは、理事長に対し、認定時にあらかじめ指定した日及びその後6か月を経過するごとに、任意の形式により事業の状況について報告しなければならない。

い。

- 2 N I B N発ベンチャーは、当該ベンチャーに関し、増資、減資、解散、破産、再生手続、更生手続等の事実があった場合には、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 理事長は、N I B N発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取消することができる。

- 一 N I B N発ベンチャーの事業活動が、第5条に規定する要件を満たさなくなった場合
- 二 N I B N発ベンチャーの企業活動が、研究所の事業活動の円滑な実施に支障を来たと判断した場合
- 三 N I B N発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
- 四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、研究所の不名誉となるおそれがある場合等、N I B N発ベンチャーとして認定することが適当でないと判断した場合

- 2 前項による認定の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以降、N I B N発ベンチャーとしての称号及び認定を受けていた事実を利用し、事業を行ってはならない。

(認定の解除)

第10条 N I B N発ベンチャーは、第4条第4項に基づき付与した認定について、その解除を申し出ることができる。

(損害賠償の請求)

第11条 N I B N発ベンチャーが故意又は過失により研究所に損害を与えた場合、研究所はその損害賠償をN I B N発ベンチャーに対して請求することができる。

- 2 研究所が故意又は過失によりN I B N発ベンチャーに損害を与えた場合、N I B N発ベンチャーはその損害賠償を研究所に対して請求することができる。

(主管部署)

第12条 N I B N発ベンチャーの認定に関する主管部署は、戦略企画部とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施において必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

(経過規程)

2 この規程の施行前に認定したN I B N発法人ベンチャーについては、従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。